

# 八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付システム更新業務に係る

## 情報提供依頼（R F I）実施要領

### 1. 目的

当市では、現行の母子父子寡婦福祉資金貸付システムのサーバOSサポート期限及びパッケージシステムサポート終了に伴い、新たなシステム導入を検討している。現時点で導入可能なシステム及びベンダー、並びに導入等に関する状況を把握することを目的とし、情報提供依頼（R F I）を実施する。

### 2. 情報提供方法

- ・期限：令和7年11月17日(月) 17時
- ・PDF形式で、こども家庭相談室メール（7. 問合せ先に記載の電子メールアドレス）に提出すること

### 3. システムの本稼働（予定）日

- ・令和10年1月1日を想定

※今後の事務の進め方の検討結果により、変更となる場合があります。

### 4. 情報提供の内容について

| 情報提供いただく内容                | 回答形式                                                                       |
|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 貴社名                       | 「株式会社〇〇」等、貴社・貴組織名を入力                                                       |
| 所在地                       | 貴社・貴組織の所在地を入力                                                              |
| 御担当者氏名                    | 御回答者の御氏名を入力                                                                |
| メールアドレス                   | 連絡先メールアドレスを入力                                                              |
| 電話番号                      | 連絡先電話番号を入力                                                                 |
| 令和10年1月1日システム導入への対応の可否    | 令和10年1月1日導入について、可能か不可能かを回答ください。                                            |
| システム導入可能な場合、導入のために要する期間   | システム導入のために要する期間を回答ください。<br>例：令和9年1月～1年間 等<br>※可能な範囲で、具体的にご記入ください。          |
| 過去の母子父子寡婦福祉資金貸付業務システム導入実績 | 母子父子寡婦福祉資金貸付業務においてシステムを導入した実績について自由記入<br>例：〇〇市／母子父子寡婦福祉資金貸付システム／令和XX年XX月稼働 |
| システムの概要が分かる資料             | パッケージシステムであればその概要が分かるパンフレット、カタログ等をご提供ください。                                 |

|                     |                                                 |
|---------------------|-------------------------------------------------|
| システム導入から廃棄までに要する総費用 | システム導入や保守（例：５年間）等、システムの導入から廃棄までに要する総経費をご記入ください。 |
|---------------------|-------------------------------------------------|

## ５．本件に関する質問及び回答について

情報提供にあたっての質問の受付及び当市からの回答は下記のとおり行う。

- ・質問の締め切りは、令和７年１１月６日（木）１７時とする
- ・「７．問合せ先」に記載の電子メールアドレスに、件名を「情報提供依頼についての問合せ」とし、所属、氏名、質問事項等を明記のうえ送信すること
- ・対面、電話、ファクシミリ等の、指定する以外の手段による質問に対しての回答は行わない
- ・回答は上記期限までに到来したものをとりまとめ、令和７年１１月１０日（月）１７時までに、本件に関する当市ホームページ上に文書ファイル（PDF形式）で公表する
- ・軽易な質問である場合、とりまとめた公表期日を待たずに文書ファイルを更新する場合がある
- ・質問に対する個別の回答は行わない

## ６．その他留意事項

- ・情報提供に対し、当市での導入への対応や、プロポーザルへの参加等を約束させるものではない
- ・情報提供に対し、当市からの返信、打ち合わせ等への対応、契約手続きの際の指名等、一切の個別の対応を約束するものではない
- ・頂いた情報は「１．目的」の記載に従い利用し、目的外の利用は行わない

## ７．問合せ先

八戸市こども健康部こども家庭相談室 女性支援グループ

Mail : kateisoudan@city.hachinohe.aomori.jp